

幼児教育・保育の無償化Q & A (幼稚園を利用している場合)

無償化になるための手続き			
質問		回答	
1	無償化になるための手続きは何をすればいいですか。	1	施設等利用給付認定(1号)を受ける必要があります。 また、預かり保育の無償化を受ける場合は、保育の必要性が認定された方のみ対象となりますので、保育の必要性の認定(2号・3号)を受けていることが条件となります。
2	無償化となるための費用はどのように受け取るのですか？	2	市が施設へ直接支払います(法定代理受領)ので、通常の利用料については支払う必要がなくなります。 ただし預かり保育にかかる費用については、施設に利用料を支払っていただいた後、償還払いとなりますので、請求書に領収書及び利用証明書を添付し、市役所に提出してください。 支払い時期は、1月(10月~12月分)、4月(1月~3月分)、7月(4月~6月分)、10月(7月~9月分)を予定しています。

無償化の対象範囲			
質問		回答	
3	公立・私立の区別なくどちらも無償化の対象になりますか？	3	公立・私立の区別なく無償化の対象になります。

幼児教育・保育の無償化Q&A（幼稚園を利用している場合）

4	無償化の上限額はありますか？	4	入園料と利用料を合わせて、月額25,700円が無償化上限となります。
5	入園料も無償化の対象となるのですか？	5	入園料を在籍月数で分割し、利用料の上限月額25,700円の範囲内で無償化の対象になります。
6	知立市以外の幼稚園を利用した場合も無償化の対象となりますか？	6	無償化の対象になります。 保護者の居住する市町村に申請してください。
7	幼稚園の利用に加えて認可外保育施設などを利用した場合、認可外保育施設などは無償化されますか？	7	保育の必要性が認定された方が、一定の基準（平日8時間、年間200日）未満の預かり保育を実施している幼稚園に通われている場合に、預かり保育料と合わせて11,300円（市民税非課税世帯の0～2歳児は16,300円）を上限とし無償化されます。
8	預かり保育を利用した際に、その利用料は無償化されますか？	8	No.1のとおり、保育の必要性が認定された方のみ無償化の対象となります。 月額11,300円（市民税非課税世帯の0～2歳児は16,300円）、日額450円が上限となります。
9	幼稚園の利用料が月額2.57万円以下の場合、差額（例：利用料が月額2万円の場合は5,700円）を他の事業に利用できますか？	9	今般の幼児教育・保育の無償化は、教育・保育の必要性に応じて個人に必要とされる教育・保育に係る利用料を無償化することとしており、利用料が月額2.57万円よりも低い場合でも2.57万円との差額を他のサービスの無償化に利用することはできません。
10	保護者が園へ直接支払っている通園送迎費、食材料費、行事費などの経費は、無償化の対象になりますか？	10	通園送迎費、食材料費、行事費などについては、無償化の対象とはなりません。 ただし、一定の条件に当てはまる場合は、副食費の一部を補助します。

幼児教育・保育の無償化Q&A（幼稚園を利用している場合）

11	食材料費（主食費と副食費）はいくらですか？	11	各園にお問合せください。
12	副食費が一部補助される要件はなんですか？	12	市民税所得割額77,101円未満世帯もしくは第3子（※）以降の子どもにかかる副食費は、支払いが免除になります。 ※多子カウント小学校3年生以下
13	3歳から5歳までの無償化の開始年齢は3歳になった日からですか、3歳になった最初の4月からですか。また、6歳の誕生日に無償化が終了するのですか？	13	3歳になった日（満3歳）から小学校就学前までが無償化の対象となります。
14	0歳児から2歳児は無償化の対象にはならないのですか？	14	無償化の対象となりません。